

学生生徒納付金減免・猶予規程

(学則第 31 条第 3 項に基づく)

(目的)

第 1 条 本規程は、経済的事情その他やむを得ない事由により学生生徒納付金の納付が困難となった者に対し、学校法人茂来学園（以下「本学園」という。）が理事会の承認をもって減免または納付猶予の措置を講ずることにより、児童・生徒の修学の継続を支援することを目的とする。

(根拠)

第 2 条 本規程は、本学園の定める学則第 31 条第 3 項の規定に基づき、学生生徒納付金の減免及び猶予に関する事項を定めるものである。

(対象者)

第 3 条 減免または猶予の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本学園が特に必要と認めた児童または生徒とする。

- (1) 保護者の家計が急変し、納付金の支払いが一時的に困難となった場合
- (2) 保護者の失職、災害、疾病、事故等により家計が著しく悪化した場合
- (3) その他、理事会が特に認める事由がある場合

(申請)

第 4 条 減免または猶予を受けようとする者の保護者は、所定の「学生生徒納付金減免・猶予申請書」に必要事項を記入し、理由を証する書類を添えて、在籍校の校長を經由し学園に申請しなければならない。

(審議および承認)

第 5 条 前条の申請については、理事会において審議し、その承認をもって減免または猶予の可否および内容を決定する。

(減免および猶予の範囲)

第 6 条 減免または猶予の対象となる納付金の範囲は、授業料、施設設備費、教育活動費等、本学園が別に定めるものとする。

(猶予期間)

第 7 条 猶予期間は原則として 6 か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、

理事会の承認をもって延長することができる。

(取扱い)

第 8 条 猶予期間経過後も納付がなされない場合には、本学園は納付督促を行うものとする。なお、納付督促後も納付がなされない場合には、理事会の承認を得て、本学園の定めるところにより所要の措置を講ずることがある。

(その他)

第 9 条 本規程に定めるもののほか、減免または猶予に関して必要な事項は、理事会が別に定める。